

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年1月31日（平成30年（行情）諮問第50号）

答申日：平成30年6月18日（平成30年度（行情）答申第131号）

事件名：「保険医療機関等に関する情報提供事案」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「保険医療機関等に関する情報提供事案」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、近畿厚生局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年10月13日付け近厚発1013第47号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 厚労省職員の印影については、公務員による職務上の認め印であるので、公開すべきである。

イ 「医療課における確認及び指導方針」については、確認した「事実」については、法5条6号イには該当しないので、公開すべきである。

ウ 「電話・来訪対応票」における基本情報は、法5条6号イには該当しないので、公開すべきである。

エ 「前回報告以降の対応状況」の事実確認結果については、法5条6号イには該当しないので、公開すべきである。

（2）意見書

審査請求書に同じ。

ア 「厚労省職員の印影については、公務員による職務上の認め印であるので、公開すべきである。」については、開示が予定されているようであるが、公務員の職務上のことであるので当然である。

イ イないしエについても、公開が妥当である。また、現在は非公開が

妥当であったとしたら、今後、公開が妥当となる期日があるのであれば、本来は私にそのことを連絡して調整すべきであるが、そうした事実が無いので残念である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人は、平成29年8月16日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、以下に掲げる行政文書に係る開示請求を行った。

- ・ 「平成29年3月21日付けで、特定組合特定支部から提出された、医療機関の不正請求等にかかる文書」及びそれを受けて厚生労働省（ないしその機関等）で作成された文書全て

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年11月10日付け（同月13日受付）で本件審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分で不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象不開示部分について

本件審査請求において請求者が開示を求める部分は、別表のとおり、原処分で開示決定した2文書の不開示部分のうち、本件対象文書に記載された「厚労省職員の印影」、「医療課における確認及び指導方針のうち、確認した事実」、「電話・来訪対応票における基本情報」及び「前回報告以降の対応状況における事実確認結果」（以下「本件対象不開示部分」という。）である。

イ 医療保険制度の概要について

我が国の医療保険制度は、社会保険制度の一つとして、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）等に基づき、傷病等について保険給付（療養の給付）を行い、その給付の財源を保険料の拠出と国庫の負担をもって賄おうとする制度である。

医療保険制度においては、診察、薬剤の支給、処置、手術その他の治療等の療養の給付を担当する病院若しくは診療所又は薬局については、その開設者の申請に基づき、厚生労働大臣が保険医療機関又は保険薬局（以下、併せて「保険医療機関等」という。）として指定することにより、保険診療（保険調剤を含む。以下同じ。）を行うことができることとされている。また、保険医療機関において診

療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において調剤に従事する薬剤師についても同様に、それらの者の申請に基づき、厚生労働大臣が登録した保険医又は保険薬剤師（以下、併せて「保険医等」という。）でなければならないこととされている。

指定を受けた保険医療機関等は、その責務として、厚生労働省令に定めるところにより、療養の給付を担当しなければならないこと（健保法70条）、また、登録を受けた保険医等は、その責務として、厚生労働省令の定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならないこと（同法72条）とされている。

ウ 保険医療機関等に対する指導等について

（ア）指導について

指導とは、健保法等の関係法律の規定に基づき、保険医療機関等又は保険医等が行う療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療（調剤を含む。以下同じ。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求について行うものである。

指導の形態としては、「集団指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて講習等の方式により実施）、「集団的個別指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により実施）及び「個別指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により実施）の3形態がある。

また、個別指導後の措置は、診療内容及び診療報酬の請求の妥当性により、「概ね妥当」、「経過観察」、「再指導」及び「要監査」の4種類がある。

（イ）監査について

監査とは、保険医療機関等が行う診療内容及び診療報酬請求について、不適切なものについては、その事実を確認し必要な措置を講ずることを目的としているものである。

個別指導において、不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合等には、監査に移行する。

また、監査後の措置は、不正又は不当の事案の内容により、「取消処分」（保険医療機関等の指定の取消（健保法80条）及び保険医等の登録の取消（同法81条））、「戒告」及び「注意」の3種類がある。

エ 保険医療機関等及び保険医等に関する情報について

（ア）情報提供の重要性

地方厚生（支）局（事務所を含む。以下同じ。）は、保険医療機

関等及び保険医等に関する情報が提供されたときは、提供された情報の内容に応じて個別指導や監査等の対応を行う。

情報提供を端緒として実施した個別指導から監査に移行し、上記（３）イの「取消処分」に至る場合も少なくないことから、情報提供は、指導及び監査等に係る事務を適正に遂行する上で極めて重要である。（例えば、平成２７年度における指定取消処分（指定取消相当を含む。）全３７件のうち、情報提供が端緒であるものは２０件であり過半数を占めている。（平成２８年１２月公表））

（イ）情報の管理

- a 保険医療機関等及び保険医等に関する情報が提供された場合、情報が提供された事実、提供された情報の内容、地方厚生（支）局の対応（調査状況、個別指導や監査の実施等）等を公にすると、当該保険医療機関等及び保険医等が不正・不当な診療を行っているのではないかとの憶測を呼び、そのような憶測が広く拡散するといったいわゆる風評被害が発生するおそれがある。
- b また、情報提供者は、提供した情報に係る保険医療機関等の患者や従業員等、当該保険医療機関等と一定の関係を有する者である可能性が高いところ、情報が提供された事実等を公にし、当該事実等を当該保険医療機関等及び保険医等が知ることとなった場合には、患者と医師、あるいは従業員と雇用主という関係の下で、情報提供者が当該保険医療機関等及び保険医等から有形・無形の圧力が加えられる等、様々な不利益を被るなどのおそれがある。
- c さらに、情報提供者が何らかの不利益を被ることとなれば、情報提供者から行政への信頼を損なうこととなり、また、このようなことが一般に知られることとなった場合、これまで社会正義の観点から情報の提供を行っていた者一般について不利益を被る可能性があるため情報提供を躊躇するなどの自制的な行動につながるおそれがある。
- d これらのことから、保険医療機関等及び保険医等に関する情報が提供された事実等については、外部の者に知られることがないよう厳重に管理しており、また、地方厚生（支）局の対応（調査状況、個別指導や監査の実施等）については、情報提供者に対してもお知らせしていないところである。

オ 不開示情報該当性について

本件対象不開示部分のうち、不開示を維持する部分は、地方厚生（支）局の対応に関する情報である。

地方厚生（支）局にて確認した事実等の調査状況を公にすると、上記エ（イ）b及びcのとおり、情報提供者が不利益を被るおそれや

一般の者が情報提供を躊躇するなど自制的な行動につながるおそれがあり、結果的に個別指導等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、別表に掲げる本件対象不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

(下線部分が追加・修正部分)

本件対象不開示部分のうち、不開示を維持する部分は地方厚生(支)局の対応に関する情報である。

地方厚生(支)局にて確認した事実等の調査状況を公にすると、上記1(3)エ(イ)b及びcのとおり、情報提供者が不利益を被るおそれや一般の者が情報提供を躊躇するなど自制的な行動につながるおそれがあり、結果的に個別指導等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 平成30年1月31日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月22日 | 審議 |
| ④ 同月26日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年4月13日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年5月21日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ 同年6月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分における不開示部分のうち、厚生労働省職員の印影、「医療課における確認及び指導方針」欄及び「前回報告以降の対応状況」欄並びに電話・来訪対応票における「基本情報」欄の開示を求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、厚生労働省職員の印影を開示することとするが、その余の部分については、法5条6号柱書きに該当するとして不開示を維持すべきとしているので、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示を維持すべきとする部分の不開示情報該当性について、以下検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の5欄に掲げる部分について

当該部分は、電話・来訪対応票に記載された相手方に係る基本情報である。

このうち、様式部分は、一般的な項目であり、各項目の記載欄には、電話又は来訪時に対応した相手方の属性が記載されているが、原処分で既に開示された情報と同様の内容若しくは原処分で既に開示された情報から推認できる内容又は空欄であることから、これらを公にしても、個別指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 別表の2頁及び6頁の「医療課における確認及び指導方針」欄の不開示部分について

当該部分には、指導監査課の対応方針に対して、医療課において確認した内容が記載されており、これを公にすると、保険医療機関等に関する情報提供に基づく個別指導事務の調査手法や対応方針が明らかとなり、保険医療機関等が個別指導を受ける前に対策を講じるなど地方厚生局における個別指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ 別表の5頁の「前回報告以降の対応状況」欄の不開示部分について

当該部分は、前回報告以降に確認した事実が記載されており、これを公にすると、今後同様の情報提供事案において、地方厚生局が行う調査への関係者の協力をちゅうちょさせ、調査・個別指導に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり、保険医療機関等に関する情報提供事案について正確な事実の把握が困難になるなど地方厚生局における個別指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ したがって、上記ア及びイの不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

| 1 頁 | 原処分における不開示部分 | | | |
|--------|-----------------------------------|-------------------------------|----------|------------|
| | 2 諮問に当たり開示する部分 | 3 不開示を維持する部分 | 4 法5条該当号 | 5 開示すべき部分 |
| 1 | ・「決裁」欄の厚生労働省職員の印影 | なし | | |
| 2 | ・「4. 指導監査課の対応状況」欄の厚生労働省職員の印影 | | | |
| | ・「5. 医療課における確認及び指導方針」欄の厚生労働省職員の印影 | ・「5. 医療課における確認及び指導方針」欄の左記項目以外 | 6号柱書き | なし |
| 3 | ・「対応者」欄の厚生労働省職員の印影 | | | |
| | | ・「基本情報」欄全て | 6号柱書き | ・「基本情報」欄全て |
| 5 | ・「決裁」欄の厚生労働省職員の印影 | | | |
| | | ・「4. 前報告以降の対応状況」欄の事実確認結果 | 6号柱書き | なし |
| | ・「5. 今後の対応方針」欄の厚生労働省職員の印影 | | | |
| 6 | ・「6. 医療課における確認及び指導方針」欄の厚生労働省職員の印影 | ・「6. 医療課における確認及び指導方針」欄の左記項目以外 | 6号柱書き | なし |